

# 社会福祉 あきた

NO.  
318  
2011.8.31



【写真】  
「一歩ずつ前へ」

(岩手県大船渡市)

地元子ども達によって、津波で流されずに残った防潮堤に、手作りの看板が設置されました。

## 特集

### P2 東日本大震災

～大地震発生からこれまでの秋田県社協の取り組み～

- P6 “がんばろう東北！” “走れボラバス！”  
秋田から被災地へ 支援ボランティアをバスで送迎
- P7 東日本大震災等で被災された世帯に対して  
資金の貸付を行っています
- P8 平成22年度 秋田県社会福祉協議会 事業報告及び決算
- P10 災害遺児愛護基金事業  
～皆様の善意が、子ども達の健全育成に役立てられます～
- P11 福祉人材マッチング支援事業  
～安定した施設経営や福祉職場への就労を支援します～
- P12 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉  
法人 秋田県社会福祉協議会  
<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

# 大地震発生！

## 太平洋沿岸地域に未曾有の被害

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする大地震が発生しました。本県の最大震度は震度5強で、停電・断水などライフラインへの影響が数日間ありましたが、人的・物的被害は少なく、地震発生直後に設置された各市町村の避難所も3月13日にはほぼ解消されました。

しかし、隣県である岩手県・宮城県・福島県を中心とした太平洋沿岸地域は、大津波により壊滅的な被害を受け、多くの死者・行方不明者が出るなど、未曾有の大災害となりました。

本会では、3月14日に職員2名を岩手県災害ボランティアセンター（以下、ボランティアセン

ターはVCという）に派遣し、被災地に関する情報収集を行うとともに、今後の被災地支援に向けた協力体制のあり方などを協議。3月17日午前10時30分、「秋田県災害支援VC」を開設し、全国社会福祉協議会の緊急会議で決定した全国規模での支援体制構築及び「北海道・東北ブロック道県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定（※）」に基づいて、被災地支援に取り組むこととなりました。



### ※地震発生後（3月）の秋田県社会福祉協議会の主な動き

3月11日	地震発生
12日	県内各市町村社協に被害状況等確認
14日	岩手県災害VCに職員2名を派遣
15日	県内市町村社協に対し、災害Vコーディネーターの派遣を打診
17日	秋田県災害支援VC設置 秋田県災害支援VCニュース発行開始
18日	岩手県災害VC（本部）及び沿岸部被災地（大船渡市）への職員派遣開始
24日	県内市町村社協職員の被災地（大船渡市）派遣開始 遠野市災害VCに職員1名を派遣
25日	秋田県災害支援VCニュース（メルマガ版）配信開始

### （※）北海道・東北ブロック道県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定

北海道・東北ブロックの各道県社協及び仙台市社協は、その管内で地震等による災害で甚大な被害が発生した場合、ブロック社協の相互支援の精神に基づき、社協活動の専門性を発揮した救援活動を行うため協定を締結しています。事務局はブロック社協の幹事県（幹事県が被災した場合は次期幹事県）が担うことになっていますが、震災発生時の幹事県が福島県、次期幹事県が宮城県だったため、平成24年度担当の山形県が事務局となっています。

# 特集 東日本大震災

## ～大地震発生からこれまでの 秋田県社協の取り組み～



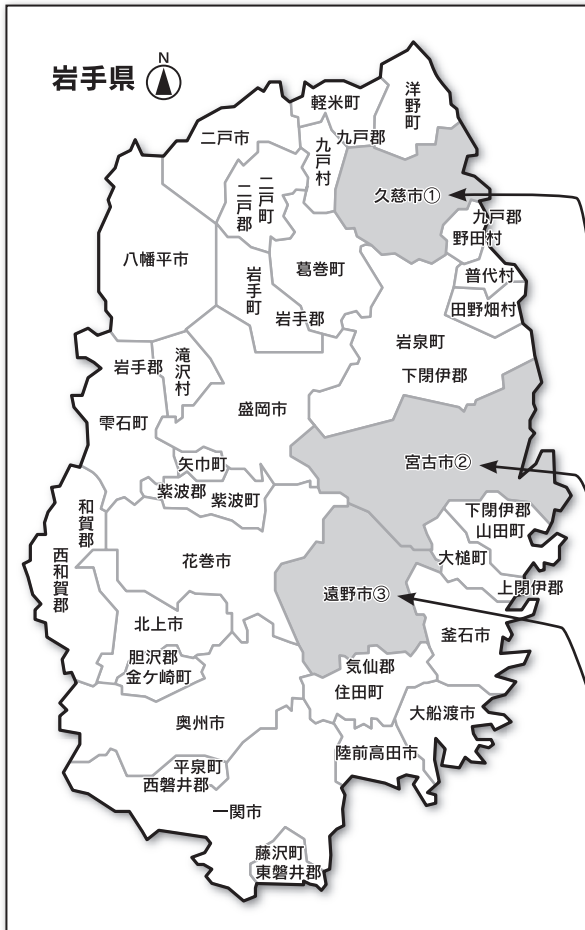
### 社協の全国ネットワークで

### 岩手・宮城・福島を支援

災害時、社会福祉協議会（以下、社協という）には災害V/Cを立ち上げ、地域住民の生活支援に当たることが求められます。しかし、岩手県・宮城県・福島県の太平洋沿岸では、社協そのものが大きな被害を受け、事務所の損壊・流失や役職員の死亡または行方不明の影響でその機能を十分に発揮できない状況にありました。

そのため、社協の全国ネットワークを生かし、全国の社協が被災三県を支援することになり、本県は隣県の岩手県災害V/C（本部）と被災地である大船渡市社協の担当として支援に当たることが決まりました。

5ヵ月が経過した現在は、県社協及び市町村社協の職員が、大船渡市社協への支援を継続中です。



❖岩手県内市町村社協支援体制

後方支援拠点	支援先社協	担当社協
① 久慈市	野田村	青森県、岩手県（盛岡市）
② 宮古市	宮古市	北海道、岩手県（県社協）
	山田町	静岡県、長野県
③ 遠野市	大槌町	三重県、岐阜県、長野県、名古屋市、岩手県（県社協）
	大船渡市	愛知県、岩手県（奥州市）、秋田県
	釜石市	神奈川県、山梨県、岩手県（花巻市）
	陸前高田市	新潟県、福井県、富山県、石川県、岩手県（一関市、県社協）

◎岩手県社協本部（盛岡市） ……静岡県、新潟県、岩手県、秋田県

**本県からの派遣社協職員、150名を超える  
社協の力で被災地を支援**

3月18日、秋田県社協職員2名が被災地支援の第1班として岩手県に出発しました。始めに被災地（釜石市・大船渡市・陸前高田市）を視察し、その後、岩手県災害VCにて、関係団体や他県の社協とともに、被災地支援の進め方を協議しました。

その結果、本部である岩手県災害VCと被災地大船渡市社協の担当となった本県の主な役割は次のとおりとなりました。（※役割内容は当初のものです。現地状況は日々変化しているため、現在の役割とは異なる部分もあります。）

**岩手県災害VCでの役割**

○被災市町村災害VCの立ち上げ支援、運営支援（連絡調整、物資・物品の手配、電話応対など）

**大船渡市災害VCでの役割**

○災害VCの運営支援  
○生活福祉資金（緊急小口資金）貸付相談対応 など



大船渡市内では、ボランティアによる懸命な活動が続けられています。



震災直後、大船渡市災害VCは市役所玄関前に設置されたテント内にありました。

❖秋田県社協及び市町村社協職員 岩手県への派遣状況❖

派遣先	派遣市町村	3月		4月		5月		6月		7月		8月		8月末現在計	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
大船渡市	秋田市	2	2	1	1			1	1	1	1	1	1	6	6
	能代市									1	1			1	1
	横手市					2	3			1	2	1	2	4	7
	大館市					1	1	1	1			1	1	3	3
	男鹿市					1	2	1	1	1	1	1	1	4	5
	湯沢市			1	1	2	2			1	1	1	1	5	5
	鹿角市					1	1	1	1			1	1	3	3
	由利本荘市			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
	潟上市					1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
	北秋田市	1	1	2	2			1	1	1	1	1	1	6	6
	にかほ市					1	1	1	1	1	1			3	3
	仙北市									1	2	1	1	2	3
	小坂町					1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
	藤里町			2	2	1	1	1	1					4	4
	三種町					1	2	1	1	1	1			3	4
	八峰町			1	1			1	1	1	1			3	3
	五城目町					1	1	1	1			1	1	3	3
美郷町			2	6			1	2	1	2			4	10	
羽後町											1	1	1	1	
東成瀬村			1	1					1	1	1	1	3	3	
大船渡市	県社協	3	4	7	7	8	9	7	7	8	8	7	7	40	42
岩手県社協本部 (7/9派遣終了)	県社協	2	3	7	7	7	7	8	8	1	1			25	26

※ 8月末現在の派遣回数136回・派遣人数151名

市町村社協から最初に派遣されたお二人にお話を伺いました。  
 (※派遣期間 3月24日～29日)

- ①被災地を目の当たりにしての感想、②現地での活動内容、
- ③隣県の社協として今後求められる支援

【秋田市社協 藤原浩司さん】

①当初、大船渡市災害VCは市役所の玄関前に設置されていました。市役所と宿泊場所の往復では被災地域を通らなかったため、被害の大きさについて実感がわかなかったのですが、市役所を訪れる被災された方が多数で、大変な事態だと思い知らされました。

②生活福祉資金の貸付業務を行いました。1日に30～40件の申請がありましたが、津波で自家用車が流された等の影響で、避難所から市役所への交通手段がなく、相談に来たくても来られない方がたくさんいるのではと感じました。相談の内容が非常に深いため、十分な聞きとりを心掛けました。実際に相談に来るのは主婦の方が多かったのですが、その手はあかぎれなどでひどく荒れていました。どんなに大変な時でも主婦としての仕事は休むことができず、冷たい水を使って家事を行っているためでした。その姿が目に見え、胸が締め付けられる思いで話を聞いていました。いろいろな話をしているうちに気持ちが落ち着いてくると、泣き出してしまう方もいました。

③被災地から秋田県内に避難している方への後方支援が必要だと思います。民間の宿泊施設に入っていない被災者、例えば秋田県内の親戚・知人宅に避難している方やみなし仮設住宅（※東日本大震災で、被災者が探した民間賃貸住宅を仮設住宅として認めて補助金を出す制度）で生活を送っている方がその地域に溶け込めるように支援していくことが社協としての役割だと考えています。

【北秋田市社協 松浦 篤さん】

①テレビや新聞等で見ていた光景が目の前にあり、「現実」であることを実感しました。3月とは言え、現地はまだ寒く（暖房機器も使えません）、そのうえ余震も多発していました。被害の大きさに驚愕しました。

②大船渡市災害VCでボランティアコーディネーターとしての業務を行いました。震災から2週間が経過していましたが、災害VCの機能が十分に発揮できていない状況で、地元の方以外のボランティア受け入れができずいました。被災者宅の泥出し等のニーズがあっても、1日に3件程度しか調整できず、同じ被災県である宮城県では県外ボランティアを積極的に受け入れているという情報を聞き、このままでいいのか、この状況がいつまで続くのかといった不安がありました。そんな中でも、地元の高校生や大学生が多数ボランティア活動に参加してくれ、若い力を発揮してくれたことには心を打たれました。北秋田市は平成19年に水害があって、災害VCを立ち上げた経験があるため、運営や必要な物品等については把握していました。しかし、その必要な物品（スコップ、長靴、手袋、消毒用の石灰等）はほとんど整備されていない状況でした。

③この震災を絶対に風化させてはならないと思います。災害VCへの支援だけでなく、避難所や仮設住宅も含めて、常に被災地・被災者の目線に立った息の長い長期的な支援が必要だと考えています。

秋田県災害支援VCにも、震災直後から、被災地でのボランティア

災害VCは、「被災地のために何かしたい」という思いで現地入りするボランティアと被災者をつなぐ重要な役割を担っています。また、ボランティア活動に必要な物品の調達や、生活福祉資金（緊急小口資金）貸付等を含む相談業務なども行っています。

秋田県災害支援VCにも、震災直後から、被災地でのボランティア

活動継続に必要な物品等の調達は困難であったことから、しばらくの間、市外・県外のボランティア

ア活動に関する問い合わせが多数寄せられました。しかし、岩手県内の被災地は被害規模が甚大で、捜索活動、復旧活動が最優先とされてきたことや、食料品・飲料水、ガソリン等の物流の滞りが改善されず、現地でのボランティア活動継続に必要な物品等の調達は困難であったことから、しばらくの間、市外・県外のボランティア

アを受け入れることができない状況でした。

被災地の社協は、幾多の困難を乗り越え災害VCの運営にあたっています。自らも被災しながら、地域のために動く地元の社協職員や被災地の復興のために、秋田県内の社協職員は今後も支援を続けます。

ホームページやメルマガで災害支援VC関係の情報を随時発信しています！

秋田県社協では、ホームページに「秋田県災害支援VC」のページを設け、被災地各VCの情報・被災地に派遣された職員からの報告・ボランティアバス運行情報等を掲載しています。また、本会会員施設にはメルマガによる情報提供も随時行っております。

【秋田県災害支援VCに関する問い合わせ先】

事務局：社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
 地域福祉部 地域福祉・ボランティア振興担当  
 電話番号：018-866-0114  
 ※受付時間 午前9時から午後5時まで（平日のみ）



写真修復ボランティア。  
 どの写真も思い出が詰まった大切な写真です。

# がんばろう東北! 走れボラバス!

秋田から被災地へ 支援ボランティアをバスで送迎

秋田県災害支援ボランティアセンター

5月21日(土) 午前5時30分、19名のボランティアを乗せて、ボランティア送迎バス(通称「ボラバス」) 第1便は大船渡市に向けて秋田県庁前を出発しました。あいにくの雨模様でしたが、現地に近づくにつれ天候は回復し、活動に入るころには、晴天のもと、気持ちよくボランティア活動ができました。

ボランティア送迎バスの運行に先立ち、本会では東日本大震災の被災地支援を目的に、4月1日から県民にボランティア登録を呼び



第1便出発(5/21) 大船渡市へ

かけました。ボランティアの既登録者数は8月末現在で1,060名(個人875名、団体14団体(185名))となっております。ボランティア送迎バスは、県からの受託事業で開始され、5月に2便(44名)、6月に10便(215名)、7月に13便(306名)、8月に12便(300名)を運行し、延べ865名のボランティアを岩手県沿岸南部の被災市町村(大船渡市、陸前高田市、宮古市、釜石市)に送っています。



現地災害ボランティアセンター前で移動を待つボランティアの皆さん

当初は土日、祝日を中心に、秋田県庁前発着の日帰りのみでしたが、秋田ふるさと村(横手市)を経由することで、県南の登録者の利便性を高めた他、大船渡市に隣接する住田町のボランティア活動を拠点宿泊先とした1泊2日型など、ボランティア活動者の要望に応えてきました。



た。

さらに、7月からは一部のバスの大型化、県北部(北秋田市、大館市)、県南部(湯沢市)発着のバスの増発など、登録者の増加に対応してきました。また、8月には平日の運行を計画するなど、被災地のボランティアニーズの変化に応じながら、県民のパワーを現地に送っています。

被災地のボランティアニーズは、がれき撤去や家屋内外の泥のかき出し、家具運び出しや洗浄・清掃などのニーズから、仮設住宅への引っ越しや新たな避難先への

転居の手伝いなど、新しい生活を始める上での生活支援的な要望に変わりつつあります。

大震災発生から6ヵ月になるとする今、被災された方々のボランティアニーズも当初とは大きく



変わっています。が、「何かしないではいられなくて」「年寄りだけど何か手伝えることがあれば何でもするよ」「被災地でボランティア活動したいけど、現地に行く手段が無くて」「ボランティアバスがあつて良かった」……。ボランティアバスに寄せられた県民の熱い気持ちを、これからも送り届けていきたいと考えています。

東日本大震災等で被災された世帯に対して資金の貸付を行っています

生活福祉資金  
(生活復興支援資金)

東日本大震災等で被災された世帯に対して、当面の生活に必要な資金を貸付し、生活の復興を支援する資金です。

ご相談・お申し込みは、お住まいの市町村社会福祉協議会までお願いいたします。

貸付対象

- 次の①～④に該当する低所得世帯(被災により低所得世帯となった場合を含む)
- ① 東日本大震災により被災した世帯
  - ② 福島原発事故による避難世帯
  - ③ 平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震により被災した世帯
  - ④ 平成23年3月16日に静岡県で発生した地震により被災した世帯

貸付対象外

- 次の①～②に該当する世帯
- ① 失業等給付及び生活保護を受けている世帯(一時生活支援費のみ対象外)
  - ② 生活福祉資金を借入し返済が滞っている世帯
- 申込先  
居住地の市町村社会福祉協議会
- ※借入申込者は、世帯主(生計中心者)です。同一世帯が被災地と秋田県内に別居している場合は、世帯主(生計中心者)の居住地で申し込むこととなります。

生活復興支援資金には、一時生活支援費・生活再建費・住宅補修費の3つがあります。

一時生活支援費

(生活の復興に必要な当面の生活費)  
貸付金額 単身世帯…月15万円以内、  
二人以上世帯…月20万円以内

- 貸付期間 6ヵ月以内
  - 利子 無利子(ただし、連帯保証人を立てられない場合は年1.5%)
  - 据置期間 最終貸付の日から2年以内
  - 返済期間 据置期間後、20年以内(貸付額に応じて期間が異なります)
  - 連帯保証人 原則1名(ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付できます)
- ※返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年10.75%の延滞利子が発生します。

生活再建費

(住居の移転費、  
家具什器等の購入に必要な費用)  
貸付金額 80万円以内

- 利子 無利子(ただし、連帯保証人を立てられない場合は年1.5%)
  - 据置期間 貸付の日から2年以内(一時生活支援費と併用の場合、一時生活支援費の最終貸付の日から2年以内)
  - 返済期間 据置期間後、20年以内(貸付額に応じて期間が異なります)
  - 連帯保証人 原則1名(ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付できます)
- ※移転費の場合、申込窓口は、移転先の市町村社会福祉協議会となります。  
※返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年10.75%の延滞利子が発生します。

住宅補修費

(住宅補修に必要な費用)  
貸付金額 250万円以内

- 利子 無利子(ただし、連帯保証人を立てられない場合は年1.5%)
  - 据置期間 貸付の日から2年以内(一時生活支援費と併用の場合、一時生活支援費の最終貸付の日から2年以内)
  - 返済期間 据置期間後、20年以内(貸付額に応じて期間が異なります)
  - 連帯保証人 原則1名(ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付できます)
- ※法律に基づく災害援護貸付金との併用はできません。  
※全壊による建替えは、貸付の対象外です。  
※申込窓口は、被災した住宅のある市町村社会福祉協議会となります。  
※返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年10.75%の延滞利子が発生します。

申込みに際して必要なもの

- ① 印鑑(実印)
- ② 借入申込者の氏名及び住所(現在の居所または転居予定先の住所)が確認できるもの  
健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カードなど
- ③ 住民票の写し  
世帯全員分、発行後3ヵ月以内
- ④ 世帯の収入状況が確認できるもの  
源泉徴収票、確定申告書、課税(非

- 課税)証明書など  
または生活に困窮していることが確認できるもの  
離職票、適用事業所全喪届、雇用保険受給資格者証、雇用主が発行する休業証明書、被災前後の給与明細書など
- ⑤ 災証明書、被災証明書  
証明書の発行に時間を要する場合、交付申請書の写しで申込みできますが、一時生活支援費の

- 貸付期間は当初3ヵ月以内となります。
- ⑥ 見積書など、必要とする費用が確認できるもの(生活再建費、住宅補修費を申し込む場合)
- ⑦ 連帯保証人の資力が確認できる書類  
源泉徴収票、住民税課税証明書、固定資産課税証明書など

平成22年度 秋田県社会福祉協議会 事業報告及び決算

「誰もが安心して暮らせる福祉でまちづくり、

福祉コミュニティの形成を目指し、

地域福祉の推進に取り組みました」

《基本方針1》

県民総参加で支えあう

福祉でまちづくり

住民参加による地域の支え合いの地域づくりを目指した地域福祉トータルケア推進事業は、県内25市町村社会福祉協議会と協働して取り組み、本会役員による県内各市町村社会福祉協議会の訪問及び個別支援を延べ34回実施しました。

藤里町社会福祉協議会では、障害者活動拠点を中心に在宅障害者支援の仕組みの充実・強化に取り組んでいるほか、湯沢市社会福祉協議会や美郷町社会福祉協議会では、日常生活のちよつとした困りごとを援助する住民相互の生活サポート事業や担い手である生活支援サポーターなどの人材育成を通じて、地域住民の生活・福祉課題把握から支援に繋げる仕組みが拡大されてきています。

小坂町社会福祉協議会では、施設経営法人と協働し、住民と障害

者などとの交流活動拠点となる福祉エリアづくり、大仙市社会福祉協議会の安心生活創造事業実践を通じた漏れのない生活支援システムづくり、秋田市社会福祉協議会による安心キット（緊急医療情報キット）の配備を通じた安心安全の見守り・支援の多様な仕組みづくり等、各社会福祉協議会で住民参加による地域づくりへの広がりがみられました。

また、平成22年度は、県南部の記録的な豪雪や東日本大震災などの災害が発生。秋田県災害支援ボランティアセンターの設置、本会及び市町村社会福祉協議会のボランティアコアコーディネーターの被災地派遣、支援ボランティアの募集・登録など被災地支援体制の確立に努めました。

《基本方針2》

新たな生活福祉課題の

解決に向けた協働体制づくり

地域福祉推進委員会では、平成

21年度に取りまとめた福祉課題を政策要望として、県・市町村に提出、県健康福祉部長等との意見交換会を行いました。

また、市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉団体等で組織する地域福祉推進会議で新たに福祉課題を集約し、高齢者・障害者分野の課題検討会において介護保険法や障害者自立支援法の見直しに向けた制度の矛盾点に対する改善策及び緩和策など行政に対する要望事項のほか、障害者の地域生活移行を見据えた環境整備などの調査・研究事項を整理しました。

県民啓発・情報提供機能の充実については、広報「社会福祉あきた」のデザイン等を工夫し親しみやすい広報誌づくりに努めたほか、希望する会員へ月2回メールマガジンを配信し定期的な情報発信に努めました。本会ホームページのアクセス件数は1年間で117,400件強（前年対比約6.5%増）と多くの方に利用されていますが、閲覧者の視点でのトップページ構成を含め、局内スタッフで次年度のホームページリニューアルに向け検討しました。

《基本方針3》

福祉サービス利用者の

保護・相談支援体制の強化

低所得階層の生活基盤を支える制度の一つである「生活福祉資金貸付事業」の貸付件数は、838件（前年度より221件の増）で、失業者等向けの「総合支援資金」と一時的費用としての「緊急小口資金」が全体の約6割を占めています。制度改正後、利用しやすい制度となる一方で厳しい経済・雇用情勢を背景に計画どおりの償還が困難な世帯も増えているなど償還率は、25.45%と下降しています。平成23年度からは、「総合支援資金」の償還が本格化することから、市町村社会福祉協議会等と連携し、きめ細やかな相談支援と償還指導の強化に力を注ぎます。

判断能力が低下してきている方を支援する「日常生活自立支援事業」は、鹿角地区福祉生活サポートセンターが新設され、相談受付は2,870件（前年度より383件増）実利用件数は235件でした。専門員が適切に管理・対応できる件数に限度があることや認知症高齢者等の増加によって



事業ニーズが高まることを踏まえ、基幹的社会福祉協議会の増設または専門員増員を要望していきます。

福祉サービスの利用に関わり電話、来所等で「秋田県運営適正化委員会」に寄せられた苦情件数は37件（前年度対比約30%増）。助言や他機関紹介による解決のほか、必要に応じて事情調査を実施して解決に結び付けることができました。

《基本方針4》  
社会福祉経営の基盤強化と  
福祉サービスの質の向上

福祉保健研修事業では、経験年数に基づく階層別研修体系を基本とした26コース（28回述べ開催日数47日）の研修を実施し、福祉保健従事者の資質向上及び対人援助の専門職として必要な知識・技術習得の機会を提供しました。

福祉保健人材確保事業の無料職業紹介では、福祉に従事するための資格取得を含む相談・登録・紹介などの就労支援を幅広く展開。「介護職へのキャリア転換支援事業」、「職場体験事業」を昨年度に引き続き実施。「介護職へのキャ

リア転換支援事業」では、施設訓練者数49名のうち43名が同一事業所に継続雇用されるなど評価されています。「福祉人材求人等開拓事業」では、県内施設等を巡回訪問（1,914カ所）して求人開拓に取り組み、2,628名の求人登録と、求職者がインターネットで求人情報及び求人事業所情報入手できる「福祉人材情報システム」に新たに92カ所の事業所を登録することができました。

《基本方針5》  
安定した経営基盤・  
推進体制の強化

本会の役員改選期、社会福祉会館指定管理者更新など重要事項協議のため、正副会長会議、理事会、評議員会等を開催し、法人の適切な運営に努めました。

会員への各種サービスでは、広報誌やメールマガジン等での情報提供のほか、認知症関連の研修会等で参加費の割引を行いました。また、がん保険や自動車リースの代理店業務、図書販売、常備薬の斡旋などを行い、自主財源確保に努めました。

一般会計 貸借対照表			
平成23年3月31日現在			
(単位：円)			
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	75,190,913	1. 流動負債	25,673,561
現金	170,712	未払金	25,148,574
預金	72,805,849	預り金	524,987
未収金	2,214,352	2. 固定負債	193,348,229
		全社協退職給与引当金	155,811,240
		福利協会退職給与引当金	37,536,989
2. 固定資産	254,394,045	負債の部合計	219,021,790
基本財産	3,000,000		
基本財産 特定預金	3,000,000	(純資産の部)	
その他の固定資産	251,394,045	1. 基本金	3,000,000
車両運搬費	108,067	基本金	3,000,000
器具及び備品	1,797,063	2. 基金	30,000,000
収益事業会計元入金	4,126,166	災害ボランティア基金	30,000,000
全社協退職共済預け金	124,325,760	3. その他の積立金	34,500,000
福利協会退職金給付資金預け金	37,536,989	事業振興準備積立金	34,500,000
事業振興準備積立特定預金	53,500,000	4. 次期繰越活動収支差額	43,063,168
事業振興積立特定資産	0	前期繰越活動収支差額	46,158,472
災害ボランティア基金積立預金	30,000,000	当期活動収支差額	△3,095,304
		純資産の部合計	110,563,168
資産の部合計	329,584,958	負債及び純資産の部合計	329,584,958

一般会計 事業活動収支計算書			
(自) 平成22年4月1日 (至) 平成23年3月31日			
(単位：円)			
収入		支出	
科目	金額	科目	金額
会費収入	45,726,860	人件費支出	152,783,326
寄附金収入	7,739,071	事務費支出	10,223,883
補助金収入	52,193,000	事業費支出	57,299,561
助成金収入	10,773,400	分担金支出	1,491,900
受託金収入	115,825,445	助成金支出	57,393,440
事業収入	24,795,083	負担金支出	2,391,657
共同基金配分金収入	6,863,175	減価償却費	850,088
負担金収入	23,430,000	退職給与引当金繰入	14,188,164
雑収入	1,122,708		
引当金戻入	564,310		
事業活動収入計 (1)	289,033,052	事業活動支出計 (2)	296,622,019
事業活動収支差額 (3) = (1) - (2)		△7,588,967	
受取利息配当金収入	271,531	経理区分間繰入金支出	14,473,501
会計単位間繰入金収入	3,697,104		
経理区分間繰入金収入	15,153,222		
事業活動外収入計 (4)	19,121,857	事業活動外支出計 (5)	14,473,501
事業活動外収支差額 (6) = (4) - (5)		4,648,356	
経常収支差額 (7) = (3) + (6)		△2,940,611	
施設整備等寄附金収入	0	固定資産売却損及び処分損	154,693
特別収入計 (8)	0	特別支出計 (9)	154,693
特別収支差額 (10) = (8) - (9)		△154,693	
当期活動収支差額 (11) = (7) + (10)		△3,095,304	
前期繰越活動収支差額 (12)			
当期末繰越活動収支差額 (13) = (11) + (12)			
基本金取崩額 (14)			
基本金組入額 (15)			
その他の積立金取崩額 (16)			
その他の積立金積立額 (17)			
次期繰越活動収支差額 (18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)			

# 災害遺児愛護基金事業

皆様の善意が、  
子ども達の健全育成に役立てられます

平成22年6月11日、財団法人災害遺児愛護会の法人解散に伴う本会への事業移管が行われましたが、その後の状況についてご報告します。

移管金額は2億4,833万5,550円で、社会福祉法人として公益性の高い本会で、今後の災害遺児愛護基金事業を行うこととお互いに了承し、合意に至りました。

秋田県災害遺児愛護基金事業では、交通・労働・自然災害で、父または母を亡くし、または、前記の災害で著しい障害者となった父



県社協会会長室にて事業移管。災害遺児愛護会長谷部理事長（左）と県社協佐々木会長。

または母をもつ義務教育終了前の子どもに対し、始めは『見舞金』10万円、その後は、毎年年末に『激励金』3万円、小中学校の入学時に『入学祝金』5万円、中学校卒業時に『卒業祝金』5万円を、

養育している方（保護者）にお贈りし、子どもの健全育成に役立てていただくこととしています。

平成22年度の給付件数は「見舞金」4件、「激励金」56件、「入学祝金」9件、「卒業祝金」9件となっており、計78件、総額298万円を子ども達にお届けしています。

## [平成22年度主な収入]

・事業継承寄附金収入	248,335,550円
・一般寄附金収入	675,320円
・受取利息配当金収入	2,532,358円

## [平成22年度主な支出]

・見舞金支出	400,000円
・激励金支出	1,680,000円
・入学祝金支出	450,000円
・卒業祝金支出	450,000円
・事務費支出	2,254,119円
・事業費支出	347,985円

この事業は、子ども達の健全育成のためにいただいた、沢山のご寄附によって運営されています。

平成22年度は15の事業所・団体・個人の方から67万5,320円のご寄附をいただきました。本当にありがとうございます。皆様の善意のお気持ちをお役に活用させていただきます。

今年度も、子ども達のため、皆様の温かい善意をお待ちしておりますので、何卒ご協力をお願いいたします。

## 【ご寄附いただいた

### 事業所・団体・個人

- ・秋田県軽自動車協会 様
- ・秋田県自動車販売協会 様
- ・秋田県春光懇話会 様
- ・秋田県バス協会 様
- ・損保ジャパン、AIRジャパン 秋田支部、J・S・Aジャパン秋田支部 様
- ・日本中国料理秋田県支部 様
- ・秋田県トラック協会、同青年部 様
- ・秋田県労働福祉協議会 様
- ・デイリーヤマザキ湯沢関口支店 様
- ・ギャラリィ杉 様
- ・秋田市仏教会 様
- ・秋田市交通安全母の会 様

～ありがとうございました～

本事業へのご協力をお願いいたします

◇秋田魁新報を通じてのご寄附  
本社または支社の窓口にお申し出ください。秋田魁新報「善意」の欄に掲載されます。

◇銀行からの送金  
《口座名義》  
秋田県社会福祉協議会  
会長 佐々木 満

(アキタケンシヤカイフクシキョウギカイ  
カイチヨウ ササキ マン)

《口座番号》

①秋田銀行 本店

普通 No.1001356

②北都銀行 本店営業部

普通 No.6354124

◇本会に持参

(福) 秋田県社会福祉協議会  
地域福祉部

秋田市旭北栄町1-5

秋田県社会福祉会館2階

TEL 018-864-2715

## 福祉人材マッチング支援事業

～安定した施設経営や  
福祉職場への就労を支援します～

本会では平成22年度から「秋田県福祉人材マッチング支援事業」を受託し、キャリア支援専門員1名の配置の下、事業を推進しています。

1年目の昨年は、ニーズ調査を行う一方で、社会福祉施設等を経営する事業者に対し、社会保険労務士（専門アドバイザー）を派遣して就業規則の点検と労働問題の相談に応じ、労働者が働きやすい環境の整備を支援しました。

2年目となる今年度からは、社会保険労務士を1名増員するとともに、中小企業診断士4名を新たに委嘱。施設等の的確な経営診断のもとに、安定した施設経営を支援しています。

また、今年度からの新たな取り組みとして、福祉関係に職を求め求職者に対し、県内4カ所のハローワークに出張相談窓口「福祉のお仕事コーナー」を設け、キャリア支援専門員による福祉のお仕事ガイドや資格等についての説明、求人情報の提供など、個別の相談に応じて就労への支援を行っています。



## 訪問相談・指導

福祉施設や事業所の労働環境整備及び施設運営全般について、専門アドバイザーによる訪問相談・指導を実施しています。

### ■内容

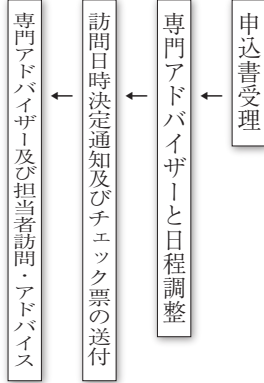
事業所内のサービス管理、人材育成システム、労働環境、経営改善等について、社会保険労務士及び中小企業診断士による相談・指導です。

### ■受付時間

午前9時から午後5時まで（月曜日から金曜日）

### ■申込方法・手順

専用の申込用紙を本会ホームページからダウンロードし、必要事項を記入後、FAXにてお申し込みください。



## 【訪問相談・指導及び出張相談に関する問い合わせ先】

※電話でのご相談も受け付けています。

(福) 秋田県社会福祉協議会 地域福祉部  
施設経営・団体支援担当 多賀谷  
TEL 018-864-2707  
FAX 018-864-2702

## 出張相談

秋田県内のハローワーク4カ所（湯沢、大曲、能代、本荘）に、「福祉のお仕事」相談コーナーを月2回程度設置させていただき、キャリア支援専門員による個別対応の出張相談を実施しています。

### ■内容

福祉や介護の仕事に興味がある方、福祉関連の資格について知りたい方、以前に働いた経験があって、再就職を考えている方、福祉や介護の仕事に転職を考えている方などを対象に、個別の相談に応じ、アドバイスします。時間は約30分から1時間程度です。

### ■利用方法

各ハローワークに置かれているチラシに掲載されている窓口開設日に直接お越しください。ハローワークの案内所にて予約も可能です。ハローワークにお越しできない方には、電話相談にも応じています。

「がん」は治す時代へ。

アフラックの「がん保険」は もっとあなたを応援します!

Aflac

生きる気持ちに、本気で応える  
アフラックの  
がん保険

募集代理店 ナカイ株式会社 秋田支店

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F  
TEL.018-866-1761(代) FAX.018-866-1762

お客様  
相談窓口へ  
0120-712-816



COROLLA  
Axio  
期待どおりの安定感に  
心が落ち着くカローラアクシオ。

PASSO

助手席リフトアップシート車  
助手席リフトアップシート&  
手動車いす用収納装置(電動式)



豊富なバリエーションで皆様のご要望にお応えいたします!!

トヨタカローラ秋田株式会社

秋田市寺内字神屋敷 295-37 ☎018-880-1500

カローラ秋田ホームページは トヨタカローラ秋田 検索

# 皆様の善意

〔平成23年4月～6月末〕

◎一般金銭預託◎

秋田県絵画美術院 様

匿名 10,000円

株式会社第一会館 様 5,000円

株式会社第一会館 様 20,810円

◎物品預託・配分◎

秋田銀行 様

あきぎん経営者懇談会 様

あきぎん七日会 様

スタンダードタイプ車椅子30台

県内市町村社会福祉協議会

及び社会福祉施設 30カ所へ

株式会社あらた 様

ウィルス対策マスク 2,820枚

秋田市内の社会福祉施設 20カ所へ

JXホールディングス株式会社 様

童話作品集500部

秋田県保育協議会へ

加賀谷俊尚 様 ぬいぐるみ一式

児童養護施設聖園天使園へ

フットボールクラブ誘惑の牙 様

球技用ボール一式

児童養護施設陽清学園へ

2014国民文化祭・秋田県開催

県民コンサート有志の会 様

コンサート招待券100枚

秋田市周辺の社会福祉施設8カ所および秋田県社会福祉会館利用者へ

## 善意の配分状況

皆様から寄せられた預託金を次のように配分させていただきました。

◎各種大会等への助成◎

・東日本オーブンサウンドテーブルテニス大会へ

◎災害遺児愛護基金事業関係◎

災害遺児愛護基金事業給付金

見舞金 1件 100,000円

## 善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会

総務企画部

秋田市旭北栄町1-5

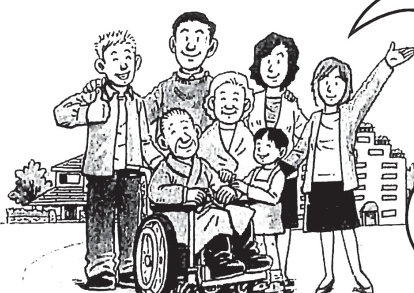
Tel 018-864-2711

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

# ボランティア活動保険

全国170万人加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>



特長は

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償!
- 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償!
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- 地震など天災によるケガも補償(天災タイプご加入の場合)

## ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

## 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

## 送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

年間保険料 Aプラン...280円 Bプラン...420円 天災タイプもあります

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店にお問合せください。

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社